



Title	ドイツ著作権法における教育目的の著作権制限（1）
Author(s)	長谷川, 康代
Citation	阪大法学. 2026, 76(2), p. 171-204
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/106136
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ドイツ著作権法における 教育目的の著作権制限（１）

長谷川康代

- 第１章 はじめに
- 第２章 ドイツ著作権法における教育目的の著作権制限の概観
- 第３章 ドイツ著作権法60a条（授業及び講義）
- 第４章 ドイツ著作権法60b条（授業用及び講義用メディア）（以上、本号）
- 第５章 我が国著作権法35条の検討
- 第６章 おわりに

第１章 はじめに

現代社会はデジタル化、ネットワーク化の急速な進展に伴い、グローバル化、価値観の多様化が加速している。こうした社会の変化に対応すべく、小学校・中学校・高等学校の教育課程では、AI・ICT（情報通信技術）の進歩、グローバル化等の変化が著しい社会において活躍できる資質・能力の育成が重視されるようになった。⁽¹⁾ その資質・能力の育成のために、情報活用能力の育成に向けたICT活用教育や社会で未解決の問題に対応できる課題を設定して自ら解決策を考える探究的な学び等が推進されている。

また、初等中等教育では、GIGA スクール構想により児童・生徒が一人一台端末を持つようになり、クラウドの活用が進んでいる。具体的には、端末内よりもクラウド上にデータが置かれるようになり、クラウド上で宿題や課題が配布、提出される等の利用が進んでいる。さらに、児童・生徒は端末を日常的に学校から持ち帰り、家庭等の学校外の場所でも利用できるようになっている。

上記により、授業の在り方、学習評価の在り方が大きく変化している。授業

においては、対面授業をベースとした遠隔合同授業だけではなく、対面授業のないリアルタイムのオンライン授業やオンデマンド授業、生成 AI を活用した授業等が推進されている。また、主体的、対話的で深い学びが重視され、生徒が自ら調べ、発表する機会や生徒間での学びの共有化が加速している。

また、学習評価については、総括的な評価である評定、定期テスト等の在り方が見直され、形成的な評価や多面的評価が重視されるようになった。試験の形態が紙ベースの試験（Paper Based Test）だけではなく、パソコン・インターネットを活用した試験（Computer Based Test）も実施されるようになっている。

我が国著作権法は、35条において、学校その他の教育機関における著作物の利用に対する著作権制限を定めている。同条は、当初は複製だけを著作権制限の対象としていたが、上記の変化に対応するため、平成15年改正で対象行為に同時授業公衆送信を追加した。さらに、平成30年改正で公衆送信を広く許容することになるとともに、著作権者等への適切な対価の還元の観点から、新たに著作権制限の対象となる公衆送信については、授業目的公衆送信補償金制度⁽³⁾が新設された。また、著作物利用の円滑な運用に向けて、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムにより、「改正著作権法第35条運用指針令和3（2021）年度版」⁽⁴⁾（以下「運用指針」という）が令和2年12月に示された。

もっとも、平成30年改正以降も、教育現場における著作物利用に対する著作権制限に関しては依然として多くの課題が残されている。社会に開かれた教育課程の推進や不登校児の増加に伴う学びの多様化、さらには急速なデジタル技術の発展等の変化にあわせて、著作権制限の対象主体・対象行為・対象範囲の適切性を見直さなければならない。とりわけ、利用者にとっては「無許諾無償で利用できる場合」、「無許諾有償で利用できる場合（補償金制度の対象）」、「無許諾では利用できない場合」の境界が曖昧であることや、35条において規範的要件として定められている「必要と認められる限度」や「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の解釈が難しいという問題への対応が求められている。一方で出版社をはじめとする著作権者側からは、無許諾無償、無許諾有償の限度を超えた利用がされているのではないかと懸念されるおそれがある。

る。そのため、上記の変化に対応した条文の改正や「運用指針」の改訂の必要性、授業目的公衆送信補償金制度のアップデートが必要であると考ええる。

その考察にあたり、ドイツ著作権法における教育目的の著作権制限を参考にしたい。なぜならば、ドイツは、教育の情報化と急速なデジタル化、ネットワーク化に対応できていないことや解釈が曖昧で争いになっていた問題点を解決すべく、教育目的の著作権制限を2017年に大幅に改正したからである。同改正に関しては、フェア・ユースのような柔軟な権利制限規定である包括的な一般規定を採用する議論もあったものの採用せず、個別の権利制限規定に明確な基準を記載し予測可能性、法的安定性を重視した改正を行った。⁽⁵⁾ 明確な基準と法的安定性を重視した著作権制限の在り方は、我が国の上記問題を考察する上で有益な示唆を与えてくれると考える。

そこで、本稿では、ドイツ著作権法における教育目的の著作権制限規定のうち、60a条（授業及び講義）、60b条（授業及び講義メディア）を考察し、その成果に基づいて、我が国著作権法35条の要件の検討を行う。⁽⁶⁾

第2章 ドイツ著作権法における教育目的の著作権制限の概観

第1節 概要

ドイツ著作権法における著作権制限規定⁽⁷⁾は、44a条以下に規定されており、著作者及び権利者（Urheber und Rechtsinhaber）の利益と、著作物の仲介者（Werkvermittler）及び最終利用者（Endnutzer）の利益との間の利益調整（Interessenausgleich）⁽⁸⁾を目的としている。このうち、教育目的の著作権制限は、第4款「授業、学術及び教育機関のための法律により許容される利用」にまとめて規定されている。この第4款は、2017年改正により新設されたものであり、60a条（授業及び講義）、60b条（授業用及び講義用メディア）、60c条（学術研究）、60d条（学術研究目的のテキスト及びデータマイニング）、60e条（図書館）、60f条（アーカイブ、博物館及び教育機関）、60g条（法律により許容される利用と契約上の利用権限）及び60h条（法律により許容される利用に対する相当な報酬）が規定されている。

この法改正の背景には、紙の教科書や印刷された教材、黒板にチョークで書いていたり口頭で説明したりする授業等、いわゆるアナログな方法を想定した、従前の教育及び学術分野における著作権制限規定には、デジタル化とネットワーク化に十分適合せず、利用者と権利者の利益調整ができていないという問題点や、教育及び学術分野に関連する規定が細分化されており、利用者にとって使いにくく、解釈が曖昧で分かりにくいという問題点があったところ、これらの規定内容の明確化、再編、統合、簡素化によって、さまざまな利用者にとってその規定の見つけやすさと理解しやすさを向上させることを目指したのである⁽⁹⁾。

このうち、本稿では我が国著作権法35条の比較検討の対象となる60a条及び60b条に焦点をあてる。60a条は、2017年改正前（以下、本稿では、2017年改正により廃止されたドイツ著作権法の条文に「旧」を付記する）の旧52a条（授業と研究のための公衆利用可能化）に主に基づき、これに旧52条1項（学校行事における公衆再生）と旧53条3項（教育・試験における自己使用の複製）を統合した規定である。また、60b条は、旧46条（教会、学校又は授業用の集合物）に基づき改正された規定である。なお、60a条及び60b条により許容される利用行為に対しては、一部の例外を除いて相当な報酬を支払う必要がある（60h条⁽¹⁰⁾）。この報酬義務は、ドイツ基本法及びEU法を根拠として、必然的に課されるべきものとされており、著作権管理団体を通じてのみ行使することができると規定されている（同条4項⁽¹¹⁾）。

第2節 史的展開

（1）1996年 WIPO 著作権条約と2001年 InfoSoc 指令

1980年代後半、パソコン通信やインターネットといった新しいテクノロジーが著作権法分野にもたらしたデジタル化、ネットワーク化の問題に対応するために、ベルヌ条約の特別の取極として1996年に WIPO 著作権条約（「著作権に関する世界知的所有権機関条約」）が採択された⁽¹²⁾。WIPO 著作権条約制定の趣旨は、前文によるとデジタル化、ネットワーク化をはじめとする情報関連技術等の発展と進歩が著作物の創作・利用に与える深刻な影響に鑑み、著作者の権利と公共の利益（特に教育、研究）の均衡を維持し解決することであった。

EU（当時は欧州共同体）は、2000年に WIPO 著作権条約を批准し、EU 加盟国での法制化を目的とした立法措置である指令として、2001年に InfoSoc 指令（「情報社会における著作権及び関連権の一定の側面の調和に関する指令」⁽¹³⁾）を制定した。同指令 5 条 3 項 a 号は教育目的の著作権制限を定めており、同号によると、「もっぱら授業のための説明又は学術研究を目的とする」利用の場合に、「不可能である場合を除き、出典（著作者名を含む）が表示され、達成されるべき非商業的目的において正当化される範囲内であること」を条件として、複製及び公衆再生の利用行為が許容される。この規定の要件は、後述するように、60a 条及び 60b 条の要件に影響を与えている。

（２）2003 年改正（旧 52a 条の新設、旧 52 条 1 項・旧 53 条 3 項・旧 46 条の改正）

InfoSoc 指令を国内実施するために、ドイツは、2003 年改正により同指令における強制かつ期限付きの規定に対応し、2007 年改正により 2003 年改正で対応できなかった任意規定等を導入するという 2 段階の措置を講じた。

2003 年改正の趣旨は、従来のアナログ環境に基づいて設計されているドイツ著作権法を、新たなデジタル技術の発展に適合させ、デジタル環境における権利者の保護を確保すること、他方で権利者のみならず、利用者やコンテンツの流通者に対しても、新技術の効率的な活用を可能にし、情報社会の発展を促進するための適切な法的枠組みを提供することであった。⁽¹⁵⁾

（a）旧 52a 条の新設

2003 年改正により、InfoSoc 指令で導入が義務付けられていた「公衆利用可能化権（Recht der öffentlichen Zugänglichmachung）⁽¹⁶⁾（19a 条）」が新設され、それに伴い「授業と研究のための公衆利用可能化」に対する権利制限規定（旧 52a 条）が定められた。旧 52a 条は、InfoSoc 指令 5 条 3 項 a 号に基づき「授業における説明のため」、「非商業的目的において正当化される範囲内」を要件としていた。

ただし、旧 52a 条に対して、特に学校用教材出版社（Schulbuchverlage）から強い反対があり、学術及び経済への影響を評価することが必要であるとして、同条は、当初 2006 年 12 月 31 日までの時限立法とされた（旧 137k 条）。⁽¹⁷⁾

論 説

(b) 旧52条1項の改正

旧52条1項（学校行事における公衆再生）は、1965年に制定された規定であるが、2003年改正により、対象著作物が、「発行された（erschienenen）」ものから「公表された（veröffentlichen）」ものへと変更された。これにより、物理的頒布に限らず、デジタル公開も含む形に適用範囲が拡張された。また、「上演（Aufführungen）」という文言は、「表現、公衆利用可能化（Darstellungen, öffentliche Zugänglichmachungen）」という文言に置き換えられ、許容される利用形態の範囲が拡張され、デジタル環境での提供行為も対象行為に含まれるようになった。

(c) 旧53条3項の改正

旧53条3項（教育・試験における自己使用の複製）は、1965年に制定されたが、2003年改正により、「印刷物（Druckwerkes）」という文言が「著作物の小部分、小規模な著作物（Werkes, von Werken von geringem Umfang）」という文言に置き換えられ、アナログのみならずデジタル形態の著作物が対象として許容されることになった。

(d) 旧46条の改正

旧46条（教会、学校又は授業のための集合物）は、1965年に制定され、もともと教育用集合物の複製・頒布を許容する権利制限規定であったが、2003年改正で「公衆利用可能化権（19a条）」が新設されたことに伴い、許容される利用行為に「公衆利用可能化」が追加された。

(3) 2007年改正（旧53条3項・旧46条の改正）

2007年改正は、前述したように、InfoSoc 指令におけるその他の任意規定を扱っている。主に新たな複製技術に対応するための私的複製に関する規定が改正された。

(a) 旧53条3項の改正

旧53条3項（教育・試験における自己使用の複製）は、「学校の授業において（im Schulunterricht）」という文言が「学校における授業の説明のために（zur Veranschaulichung des Unterrichts in Schulen）」という文言に置き換えられ、また「1つの学級（eine Schulklasse）」という文言が「授業参加者

（die Unterrichtsteilnehmer）」という文言に置き換えられた。これにより、教育目的のために許容される複製の範囲と対象が明確化された。

（b）旧46条の改正

旧46条（教会、学校又は授業のための集合物）が改正され、「学校での授業に用いられることを目的とした著作物の公衆利用可能化は、常に権利者の同意がある場合にのみ許される」という一文が追加され、学校教育用著作物の公衆利用可能化には同意が必要である旨が明記された。旧52a条の権利制限規定には、学校教育用に作成された著作物に対する除外が含まれていたため、旧46条においても、同様の配慮が適用されるべきであるとして旧52a条に準拠した文章が追加されたのである。

（4）2014年改正（旧52a条の時限措置の解除）

旧52a条は、旧137k条により当初2006年12月31日までの時限立法であったが、制度の効果や実務上の影響について、十分かつ最終的な評価を行うことが困難であったため、第5次改正により2008年12月31日まで延長、その後、再び第6次改正により2012年12月31日まで延長、さらに第7次改正により2014年12月31日⁽¹⁸⁾まで延長された。

その後、ドイツ連邦通常裁判所（以下「BGH」という）が旧52a条に関して判断した、2013年の Gesamtvertrag Hochschul-Intranet 事件判決⁽¹⁹⁾及び Meilensteine der Psychologie 事件判決⁽²⁰⁾を受け、2014年の第10次改正において旧137k条は廃止され、旧52a条は期限の定めがなくなった。

（5）2017年改正（60a条・60b条の制定）

上記(1)～(4)から分かるように、2017年改正以前の教育目的の著作権制限は、対象となる行為によって複数の条文に分散していたため、生徒、教師、大学の学生・教員等の利用者にとって、見つけにくく、分かりにくいことが問題視されていた。さらに、それらの規定には不確定な法概念が含まれており、例えば、旧52a条1項の「必要とされる (geboten)」や「正当化される (gerechtfertigt)」⁽²¹⁾という抽象的な用語の解釈が問題となっていた。

そこで、2017年改正は、まず、利用者にとって分かりやすいように、授業又は研究に関連する制限規定を独立した款にまとめた。次に、個別の条文につい

でも、旧52a条を廃止し、旧52条1項と旧53条3項を統合して、60a条を新たに制定した。学校行事における公衆再生に対する著作権制限は、60a条に統合され、従来通り（旧52条1項3文）報酬不要が維持された（60h条2項1号）。また、旧46条のうち、「学校又は授業のための集合物」に関する規定として60b条を新たに制定した。

また、対象行為の種類と範囲が明確になること、抽象的な法律概念について、どのような利用行為がどの程度まで許容されるのか、どのような利用行為が著作者の排他的権利として認められるのか、契約上の許諾を必要とするのかについて、できる限り詳細で分かりやすく明確にすることを目指した。⁽²²⁾例えば、旧52a条は、前述したように、「必要とされる」、「目的によって正当化される」、「著作物の小部分」という曖昧な概念が用いられていたが、60a条では「著作物の15%を上限として」と上限割合が明確に定められた。

（6）2021年改正（60a条・60b条の追加改正）

EUにおいては、2019年にDSM指令（「デジタル単一市場における著作権及び関連権に関する指令」⁽²³⁾）が策定され、同指令には、デジタル環境における教育活動の国境を越えた調和的実施を促進するための規定が含まれていた。教育目的の著作権制限は、DSM指令5条⁽²⁴⁾に規定されており、教育機関が著作物をデジタル支援された教育活動において非商業的目的で利用する際に、それがオンライン又は国境を越えて行われる場合でも、法的安定性が確保されるようにするものであり、DSM指令を国内実施するために、2021年改正が行われた。⁽²⁵⁾同条は、InfoSoc指令5条3項a号の「授業のための説明を目的として」、「非商業的目的において正当化される範囲内」、「出典表示」の要件を踏襲した上で、デジタル形式での利用を許容している。その一方で、InfoSoc指令にはなかった、ライセンスと権利制限規定の関係、国境を越えた場合の利用について規定している。そのため、この2点について、追加改正が行われた。

第3章 ドイツ著作権法60a条（授業及び講義）

第1節 規定と概要

60 a 条（授業及び講義）は、以下のように規定している。

「(1) 教育機関における授業及び講義の説明のため⁽²⁶⁾に、非商業的目的で利用する場合は、公表された著作物の15%を上限として、以下に掲げる者のために、複製し、頒布し、公衆利用可能化し及びその他の方法で公衆再生することができる。

- 1 各授業講義の講師及び参加者
- 2 同じ教育機関における講師及び試験官
- 3 教育機関における、授業の発表、授業成果又は学習成果を提示する場合の第三者
- (2) 図版、同じ専門誌又は学術誌からの個別論文、その他の小規模な著作物及び絶版となった著作物は、1項の制限を超えて全部利用ができる。
- (3) 以下に掲げる利用は、1項及び2項に基づいて許容されない。
 - 1 著作物が公に朗読され、上演され又は上映される際の録音又は録画による複製及び公衆再生
 - 2 もっぱら学校における授業用に適しており、そのように定められ、そのように表示された著作物の学校における複製、頒布及び公衆再生
 - 3 音楽の著作物である楽譜の複製（ただし、1項又は2項に基づく公衆利用可能化のために必要でない場合に限る）

1文は、これらの利用のためのライセンスが容易に利用可能であり、容易に見つけられるものであり、教育機関のニーズと特性に適合し、1文1号から3号までの規定による利用を許容する場合にのみ適用される。

(3a) 著作物が1項1号及び2号並びに2項に定める目的のために、安全な電子環境において欧州連合加盟国又は欧州経済領域協定締約国で利用される場合、その利用は、教育機関が所在する加盟国又は締約国においてのみ行われたものとみなす。

論 説

(4) 教育機関とは、幼児教育機関、学校、大学、職業教育機関又はその他の職業訓練機関及び継続教育機関である。」。

60a条は、教育機関における授業及び講義の説明のために非商業的目的で利用する場合に限り、権利者に無断で著作物を利用することを許容する。60a条は、DSM 指令5条の実施にも寄与しており、教育機関が非商業的目的でデジタルやオンラインで著作物を利用する際、国境を越える場合であっても許容されることをねらいとしている⁽²⁷⁾。

60a条の構造は、1項に許容される要件、2項に全部利用が許容される場合、3項に1項・2項に基づく許容からの分野別の除外、3a項に国境を越える利用、4項に教育機関の定義を規定するというものである。

なお、3項2文と3a項は、DSM 指令を受けて、2021年改正により追加された条項である。3項2文にはライセンスとの関係、3a項には欧州連合の加盟国及び欧州経済領域協定の締約国における著作物利用が規定されている。

第2節 1項（許容される要件）

(1) 授業及び講義の説明のために

教育目的の著作権制限の対象は、教育一般ではなく、教育機関における「授業及び講義の説明のために（Zur Veranschaulichung des Unterrichts und der Lehre）」行われる利用である。そして、この規定はEU法上の「授業（Unterricht）」の概念に、学校、職業学校、幼児教育機関等における授業だけでなく、講義（Lehre）が含まれることに基づいている⁽²⁸⁾。「講義」とは、大学、専門大学、その他の高等教育機関における講義（例えば、セミナーや講義）を意味する⁽²⁹⁾。また、対面での学習だけでなく、e-Learning やインターネットを介した遠隔学習にも適用される⁽³⁰⁾。

以前の旧52a条では、利用は「授業における（im Unterricht）」と規定されていたが、シュトゥットガルト高等裁判所の2012年の判決では、「授業における」とは、実際の授業時間や授業という行為そのものに限定されることを意味するものではなく、予習及び復習、さらには宿題等も含まれると判示された⁽³¹⁾。また、BGHの2013年の Meilensteine der Psychologie 事件判決では、『「授業

における』公衆利用可能化は、控訴裁判所が正しく認定したように、時間的及び空間的な授業の制約によって限定されるものではない。むしろ、それは他の時間（例えば、授業の予習や復習）や場所（例えば、自宅の作業場）にまで及び得る⁽³²⁾と判示された。そこで、立法者は、60a条において、「授業における（im Unterricht）」ではなく「授業の（des Unterricht）」という表現を採用することで、授業及び講義の説明は授業中に行うことができるだけでなく、その前後にも実施することが可能であることを示した。⁽³³⁾

また、授業及び講義の説明は、教育機関内での利用に限定されず、場所的な制限はない。重要なのは、説明のための授業又は講義が教育機関によって開催されていることである。したがって、授業の説明をする大学教員が海外出張中にビデオストリーミングで講義を講義参加者へ送信する場合、講義を受ける学生が送信された著作物を図書館の閲覧席、自宅のパソコン、又はモバイル端末から閲覧しても、授業及び講義の説明に当たる。⁽³⁴⁾

これに対して、授業及び講義の説明に該当しないものとして、学説では、「自主的な試験準備のための利用」⁽³⁵⁾「学校管理部門によるアクセス、単なる生徒の娯楽のため（休み時間の暇つぶし）」⁽³⁶⁾「教師の研修等の一般的な教育目的での利用」⁽³⁷⁾等が挙げられている。

（2）非商業的目的

「非商業的目的（nicht kommerziellen Zwecken）」という文言は、旧53条3項で用いられていた「非営業的施設（nichtgewerblichen Einrichtungen）」という文言に取って代わるものである。⁽³⁸⁾

また、「非商業的目的」という文言は、InfoSoc 指令の前文42項「非商業的な授業目的（nicht kommerzielle Unterrichtszwecke）及び非商業的な学術研究目的（遠隔教育を含む）のための例外又は制限を適用する際、その非商業性は、活動そのものの性質によって決定されるべきである。この点、当該機関の組織構造や資金調達の方法は重要ではない」にも基づいている。⁽³⁹⁾

よって、60a条は、公的機関であれ民間機関であれ、すべての教育機関を対象とする。重要なのは、機関の性質ではなく、著作物の利用の目的であり、それが非商業的なものであるかどうかである。非商業的目的に該当するかどうかは、

授業や講義で著作物を利用する際の利益を得る意図（Gewinnerzielungsabsicht）、すなわち事業資産の増加（Mehrung des Betriebsvermögens）の意図の有無が決め手となると解されている。⁽⁴⁰⁾

したがって、実費（Selbstkosten）を補うための料金徴収（例えば、教材費や運営費）、州立大学で提供される有料の認定講座において、収益が大学の人件費等の運営費に充てられる場合、講師が授業に対して報酬を受け取ることに⁽⁴¹⁾ついては、非商業的目的に該当すると解されている。

（3）公表された著作物

利用が許容されるのは、「公表された著作物（eines veröffentlichten Werkes）」であり、著作権制限の対象となる著作物は既に公表されている必要がある。公表されたかどうかは、6条1項の定義による。すなわち、物理的な頒布を伴わなくても、デジタル媒体（例えば、オンライン専用の電子出版物、ウェブ上のデジタルコンテンツ等）に掲載されれば公表として扱われるとされている。

（4）15%を上限として

「15%を上限として（bis zu 15 Prozent）」という量的な制限は、授業の説明のために著作物の利用をより容易にするという目的に照らして、妥当な範囲であると立法者が判断したものである。これは、InfoSoc 指令 5条3項a号における「達成されるべき非商業的目的において正当化される範囲内」の要件を、法律上明確に具体化したものである。⁽⁴²⁾

法的安定性を確保し、法律の専門家でない人にとって適用しやすくなることを目的として、立法者は、旧52a条1項1号に規定していた「著作物の小部分」の代わりに、公表された著作物の15%までという上限を定めた。⁽⁴³⁾ というのも、「著作物の小部分」という概念は不明確であったところ、BGHは2013年の Meilensteine der Psychologie 事件判決において、「小部分という概念は、相対的な大きさ（relative Größe）を意味する。したがって、控訴裁判所の見解とは異なり、小部分が公衆利用可能化されたかどうかを判断する際には、まず公衆利用可能化された部分の著作物全体に対する割合に着目すべきである。さらに、上告が正しく指摘するように、一定の割合による上限（prozentuale

Obergrenze) を設けることも、権利制限規定を法的に安定して運用する (rechtssichere Handhabung) ために必要である。⁽⁴⁴⁾」と判示し、割合による上限を定めることの必要性を示した。さらに、各連邦州と著作権管理団体との間で締結された包括契約で著作物の12%を小部分とすることが合意されていたことを尊重して、著作物の12%を「小部分」と判断した。⁽⁴⁵⁾立法者は、この判決及び上記の包括契約をもとに、15%という一律の量的な基準を導入したのであり、BGH の慎重かつ均衡を重視するアプローチとは矛盾する点もあるものの、明確な基準と法的安定性をもたらすものであるとされている。⁽⁴⁶⁾

問題となるのは、上限である15%を超えた場合である。つまり、利用が15%を超える部分についてのみ権利者の同意が必要となるのか、それとも、上限を超えたことにより利用全体が違法となるのかという点である。⁽⁴⁷⁾

（５）各授業講義の講師及び参加者（１項１号）

60a条では、誰が行うことができるかではなく、誰のために利用が許容されるかを定めており⁽⁴⁸⁾（以下、後者を「受領者」という）、１号に「各授業講義の講師及び参加者 (Lehrende und Teilnehmer der jeweiligen Veranstaltung)」、２号に「同じ教育機関における講師及び試験官 (Lehrende und Prüfer an derselben Bildungseinrichtung)」、３号に「教育機関における、授業の発表、授業成果又は学習成果を提示する場合の第三者 (Dritte, soweit dies der Präsentation des Unterrichts, von Unterrichts- oder Lernergebnissen an der Bildungseinrichtung dient)」を規定している。つまり、対象となる利用行為を行う者の範囲については規定されておらず、規定されているのは受領者の範囲のみである。なお、利用行為者は、「授業の説明を行う者」であり、例えば教師であってもよいし、学校図書館の職員であってもよいとされる。⁽⁴⁹⁾一部の見解では、利用行為者が教育機関と法的関係にあることを要件とすべきと主張されている。⁽⁵⁰⁾

１号が規定する「各授業講義の講師及び参加者」とは、「同じ授業・プロジェクトグループ・試験（例として州全体の卒業試験が挙げられる）に参加する講師及び参加者である。したがって、生徒は教材を次年度以降の学年に引き継いで提供することは許されない」と解されている。⁽⁵¹⁾

(6) 同じ教育機関における講師及び試験官（1項2号）

本規定により、同じ教育機関に所属する他の教員や試験官のために教材を複製することが許容されており、直接に授業を担当していなくても、1号に基づいてその教材を利用することができる同じ教育機関内の教員や試験官間での資料共有が許容され、教育現場での柔軟な運用が可能になったのである。⁽⁵²⁾旧53条3項では複製は自己使用のためにのみ許容されており、旧53条6項1文は第三者への提供を禁止していたが、それに比べて、本規定は明確に広い範囲の利用を認めるようになった。⁽⁵³⁾

(7) 教育機関における、授業の発表、授業成果又は学習成果を提示する場合の第三者（1項3号）

本規定は、利用行為者が所属又は関与する教育機関での授業において、既に著作物が利用されていることを前提としている。3号は、その授業の成果を第三者に提示することを許容するものであり、例えばクリスマスコンサートでの保護者や、学校公開日に訪れる来訪者等が想定されている。さらに、生徒が校外の能力競技（例えば、言語オリンピック）に参加する場合や、教育機関が自らの授業内容をインターネット上で紹介する場合も含まれると解されている。⁽⁵⁴⁾

一方で、第三者は、雇用関係、役務提供関係、会員資格その他の特別な関係により当該教育機関と法的関係にある者に限定されるという見解がある。⁽⁵⁵⁾

(8) 複製・頒布・公衆利用可能化・その他の公衆再生

著作権制限の対象となる利用行為は、複製（16条）、頒布（17条）、公衆利用可能化（19a条）及びその他の公衆再生（15条2項）である。この制限規定は、19a条の公衆利用可能化、例えば MOOC（大規模公開オンライン講座）における講義の送信だけでなく、20条に基づく遠隔教育における内容の送信、例えばウェビナーの範囲内での送信にも及ぶと解されている。⁽⁵⁶⁾

なお、公衆利用可能化及び公衆再生については、特定のグループ向けに行われる場合、そのグループが「公衆」に該当しない限り、権利の対象外となる。ある論者は、「公衆に該当しないのは、教員との間に個人的な指導関係があるグループの場合である。特に博士課程の学生等は、教員による個別の指導が重視されて選ばれるため、こうしたグループは『私的なグループ』とみなされる。

同様に、教員自身の研究室や所属機関の職員もこれに該当する。したがって、教授が自身の研究室スタッフや博士課程の学生向けのセミナーで他者の著作物を利用する場合、その再生は InfoSoc 指令 3 条 1 項の意味における『公衆再生』には該当しない。一方で、こうした個人的な指導関係がない場合、大学の講義等で著作物を再生する際の受け手の範囲は、大学全体又は特定の学科に所属する学生全体に基づいて定まる。この学生集団は、特定の個人によって選ばれた『私的なグループ』ではなく、一般的な基準に基づいて構成された不特定多数の集団である⁽⁵⁷⁾と述べている。

第3節 2項（全部利用可能な著作物）

2項は、1項を超えて授業及び講義において許容される著作物利用の範囲を拡張し、特定の著作物の種類（図版、同じ専門誌や学術誌からの個別論文、その他の小規模な著作物及び絶版となった著作物）については全部利用を許容している。

（1）図版

全部利用可能な著作物として、「図版（Abbildungen）」が規定されている。「図版」という文言は旧52a条、旧53条には規定されておらず、2017年改正で明示された。⁽⁵⁸⁾立法理由書では図版の例として写真が挙げられている。⁽⁵⁹⁾

写真以外に、部分的な利用はほとんど意味をなさない美術の著作物（2条1項4号）、科学・技術的な表現（2条1項7号）として保護されるグラフィック表現（例えば図表、化学式）等も含まれるとする見解もある。⁽⁶⁰⁾一方、美術の著作物は立法理由書に明示されていないため本規定は適用されないという見解もある。⁽⁶¹⁾

また、図版の範囲には、物体（Gegenstände）ではなく概念的内容を表す図示も含まれるという見解もあり、その理由として15%だけの部分利用は意味をなさず、改変を招くことが挙げられている。⁽⁶²⁾

（2）同じ専門誌又は学術誌からの個別論文

「同じ専門誌又は学術誌からの個別の論文（*einzelne Beiträge aus derselben Fachzeitschrift oder wissenschaftlichen Zeitschrift*）」とは、当該雑誌の中で個

別に入手できない1つ又は少数の論文のみが利用される場合をいう。法案提出時は、「新聞又は雑誌」であったところ、ドイツ連邦議会の法務委員会によって「専門誌又は学術誌」に限定された⁽⁶³⁾。専門誌又は学術誌は、ドイツ基本法5条3項に定められた学問の自由として、教育目的による著作物利用への関心が特に強い⁽⁶⁴⁾ため、著作権制限が正当化されるとされる。

一方で、日刊紙及び一般向け報道媒体は、民主的な意思形成過程及び市民への情報提供において依然として中心的な役割を果たしており、自社の収益だけで著作物の制作費等をまかなっているため著作権制限が認められないとし、著作物の全部利用にはライセンス契約をする必要があるとされた⁽⁶⁵⁾。

(3) その他の小規模な著作物

「小規模な著作物 (Werke geringen Umfangs)」とは、あらゆる想定可能な著作物のサイズに基づく尺度において、比較的規模の小さな著作物を指す⁽⁶⁶⁾。小規模な著作物とみなされる基準は、「著作権管理団体と利用者との包括契約の定義に基づき印刷物は25ページまで、楽譜は6ページまで、映像著作物は5分まで、音楽著作物は5分まで⁽⁶⁷⁾」とされる。

(4) 絶版となった著作物

「絶版となった著作物 (vergriffene Werke)」とは、出版社等に在庫がなく、納品できない著作物であり、古書市場等での一般的な入手可能性は関係ないと解されている⁽⁶⁸⁾。

この規定は、旧53条4b項の「その他の自己使用のために、2年以上絶版となっている著作物である場合」という規定がもとになっているが、2年以上という期間は利用者が通常把握できないという問題点が指摘されていたため、本規定では絶版になってからの期間に関係なく全部利用が許容されることになった⁽⁶⁹⁾。

第4節 3項(1項・2項に基づく許容の除外)

3項は、1項及び2項に基づいて許容されることから除外される利用を定めている。そのような利用とは、「著作物が公に朗読され、上演され又は上映される際の録音又は録画による複製及び公衆再生」(1号)、「学校における、

もっぱら学校における授業用に適しており、そのように定められ及びそのように表示された著作物の複製、頒布及び公衆再生」（２号）及び「音楽の著作物である楽譜の複製（ただし、１項又は２項に基づく公衆利用可能化のために必要でない場合に限る）」（３号）である。

この除外規定は、InfoSoc 指令 5 条 5 項⁽⁷⁰⁾及びベルヌ条約 9 条 2 項⁽⁷¹⁾に基づくスリーステップテストに根拠を置いている。スリーステップテストとは、著作権制限は、特別な場合であり、著作物の通常の利用を妨げず、かつ権利者の正当な利益を不当に害しないことを求めるものである。ただし、DSM 指令 5 条 2 項⁽⁷²⁾により、教育機関が該当するライセンスを市場において容易に取得できる場合にのみ除外が認められている⁽⁷³⁾。

- （１）著作物が公に朗読され、上演され又は上映される際の録音又は録画による複製及び公衆再生（３項 1 号）

1 号は、映画館での上映やコンサート、朗読会といったライブイベントの録画やライブ配信が行われることを防ぐべきであるという趣旨から規定されている⁽⁷⁴⁾。この除外規定は、53 条 7 項⁽⁷⁵⁾でも規定されており、従前も教育目的の複製においてすでに適用されていた⁽⁷⁶⁾。

- （２）もっぱら学校における授業用に適しており、そのように定められ、そのように表示された著作物の学校における複製、頒布及び公衆再生（３項 2 号）

もっぱら学校における授業用に適しており、授業用として定められ、かつそのように明示されている著作物の学校における複製、頒布、公衆再生、公衆利用可能化は許容されない。類似の内容は、すでに廃止された旧 52a 条 2 項 1 文及び旧 53 条 3 項 2 文にも規定されていた⁽⁷⁷⁾。

授業用かどうかの判断は、その目的に照らして著作物の内的特徴及び外的特徴から導かれ得るものであり、さらに全体的な観察によって確定されなければならない。その著作物がすでに授業で使用されたことがあるかどうかの一つの判断材料となると解されている⁽⁷⁸⁾。

この除外規定は、学校用教材市場の保護を目的としている。というのも、ドイツの学校用教材市場は、教育制度の多様性により非常に小規模であるため、

除外規定がなければ、市場を奪われることになり、学校用教材の品質低下、出版社の収益減少による学校用教材供給の縮小、価格上昇による保護者の負担が増えることが懸念されるからである。⁽⁷⁹⁾

(3) 音楽の著作物である楽譜の複製（3項3号）

本号は、楽譜を複製の権利制限規定の例外としていた旧53条4項a号を引き継いだものである。⁽⁸⁰⁾立法理由は、次のとおりである。すなわち、「合唱団や音楽団体が、演奏者の人数分の楽譜を購入せず、購入した1部又は借りた1部から必要となる部数の複製を作成することが広く行われている。楽譜の製作には高い費用がかかるため、こうした行為は著作者及びその他の利用権者の複製権、頒布権に対して特に深刻な侵害となる。したがって、権利者の同意がない限り、複製は原則として許容されない。複製が許容されるのは、それが手書きで行われる場合、アーカイブのための条件がある場合及び著作物が絶版である場合に限られる。手書きによる複製では、著作者やその他の利用権者の権利が不当に侵害されることは想定されない。なぜなら、この種の複製は取り上げるほどの規模にはならないからである。他の2つの例外も著作者の権利を侵害しない、それらは厳格な要件に結びついているためである。」⁽⁸¹⁾

上記の考え方は、本規定に基本的に引き継がれているが、その一方で、楽譜を手書きで書き写すことによる複製の例外は廃止された。⁽⁸²⁾

他方、1項又は2項に基づいて楽譜を公衆利用可能化のために、紙媒体の楽譜をスキャンすることは許容されるが、この点は、旧52a条3項に定められていたものであった。⁽⁸³⁾

また、音楽の著作物のうち、他の形式のもの（例えば、音声録音されたもの）は、本号の適用外であるため、1項又は2項に従って複製し、頒布し又は公衆再生することが許容される。⁽⁸⁴⁾

(4) ライセンスとの関係（3項2文）

2017年改正時の60a条3項（現在の3項1文）は、学校用教材と楽譜に対する無条件の除外を定めていたが、DSM 指令5条2項1文は無条件の除外を認めていないため、2021年改正により、市場において当該ライセンスが取得可能である限りにおいてのみ除外する旨を定める第2文が追加された。⁽⁸⁵⁾その目的は、

権利者にライセンス提供を促すとともに、利用者がライセンス契約を優先し著作権制限規定に依存しないようにすることである⁽⁸⁶⁾。なお、実際にライセンス契約が締結されたかどうかは問題とならない⁽⁸⁷⁾。

また、DSM 指令 5 条 2 項 2 文は、加盟国に対し、ライセンスが教育機関にとって適切な態様で入手可能かつ認識可能となるよう必要な措置を講じることを義務付けている。この点、DSM 指令の前文 23 項に、「ライセンスを認識可能とすることを確保するための情報提供措置が発展され得る」と述べられていることに基づき、しかるべき時期に適切な措置も講じる必要があるものの、法規定を新たに設ける必要はないと考えられた⁽⁸⁸⁾。これに対して、学説には、「ドイツの立法者は、情報提供措置しか考えていない。DSM 指令前文 23 項は、単なる情報提供だけでなく、ライセンスモデルの利用可能性を確保するための措置も求めていると解される」との批判もある⁽⁸⁹⁾。

第 5 節 3a 項（国境を越えた利用）

3a 項は、DSM 指令 5 条 3 項⁽⁹⁰⁾を国内実施するための条項であり、利用場所に関する法的扱いが定められている。教育機関が安全な電子環境で著作物を利用する場合、その利用行為は、教育機関の所在地の加盟国又は締約国で行われたものとみなされる。本項は、国境を越えた利用を容易にすることを目的とするものであり、EU 加盟国及び欧州経済領域協定締約国における利用に適用されるが、ドイツと第三国（例えば、スイス）との間の越境利用には、適用されない⁽⁹¹⁾。

この規定は、利用行為の「行為地」と「結果地」に関する法律上の擬制⁽⁹²⁾を含んでおり、保護された電子環境での国外越境利用の場合は、教育機関の所在地国の法が適用されることになる⁽⁹³⁾。例えば、「フランス出身の学生がドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州にあるハーゲン遠隔大学の遠隔課程に登録しており、フランスから大学ネットワークの教材にアクセスする場合は、その著作物利用の適法性はドイツ法のみによって判断される。」⁽⁹⁴⁾ことになる。

また、この規定は DSM 指令 5 条 3 項が対象とする利用、すなわち保護された電子環境を通じた利用に限定され、DSM 指令 5 条 1 項 a 号の規定「教育機

論 説

関の責任の下で、その施設内もしくはその他の場所において、又は当該教育機関の生徒、学生及び教職員のみがアクセス可能な安全な電子環境を通じて行われる」により、60a条1項3号が規定する「第三者」⁽⁹⁵⁾には適用されず、その場合、国際私法に基づく準拠法の決定が必要となる。

第6節 4項（教育機関の定義）

4項は、「教育機関」の定義規定である。DSM 指令前文20項における教育機関の概念と合致しており、初等教育及び中等教育、職業教育機関、さらに高等教育機関も含まれると規定されている。保育所、幼稚園、就学前教育機関等の幼児教育施設も明示的に権利制限規定の対象とされているが、乳児保育所が含まれるかどうかについては、著作権制限規定の厳格な解釈に照らすと疑義が残るとされている。⁽⁹⁶⁾

以前は「非営利の職業教育機関」に限定されていたが、この制限は撤廃され⁽⁹⁷⁾た。つまり、「職業教育・継続教育機関に対する非営利性要件の撤廃の代わりに、すべての利用行為は非商業的目的でのみ行われなければならない」⁽⁹⁸⁾のである。許容されるのは、一般教育を行う学校での授業であり、それが公立であるか、国家によって認定されているかに関係なく含まれる。さらに、職業学校や特別支援学校等の職業教育・継続教育機関も対象機関であり、それが公的に運営されているか、単に国家認定を受けているかに関係なく含まれる。これは、職業教育法に基づく職業教育の全分野に適用される。つまり、企業内や企業外の職業訓練施設での実習生への教育も含まれる。⁽⁹⁹⁾

一方、教育機関に含まれていない博物館は、博物館の教育活動や普及活動が、これまで他の文化施設と同様に考慮されてこなかったことを批判している。立法論として、本項における「教育機関」の定義に、博物館及びその他の文化施設の教育・普及活動を含めるよう、適用範囲を拡張すべきであると主張している。⁽¹⁰⁰⁾

第7節 2022年評価報告書

ドイツ連邦政府が2022年に作成した評価報告書によると、実務上、60a条の

規定は、実務適合性（praktikabel）があり、概ね適切に機能していると評価されている。特に、従来の点在していた権利制限規定を統合し、対象行為や対象範囲を明確化したことにより、教育現場における予見可能性と運用の安定性が向上したとされる。講義のオンライン提供、遠隔教育での教材配信、セメスターリザーブにおける利用等の事例において、条文が実践的に活用されていることも確認されている。さらに、2項における絶版となった著作物の全部利用や、3a項による国境を越えた教育目的での利用の拡張は、教育機関にとって実務的な便宜をもたらしていると肯定的に評価されている⁽¹⁰¹⁾。

しかし一方で、権利者と利用者の間では、制度運用に関して以下の点で対立がある。

- ・適用範囲（利用資格のある者の範囲）
- ・利用可能な範囲（利用可能な割合を15%に制限、新聞や一般向け雑誌のさらなる利用を除外）
- ・特定分野の除外規定（特に講義用教材に対する除外規定の欠如）
- ・法律で許容される利用行為とライセンスの関係
- ・報酬に関する問題（60a条に基づく利用に関する報酬の取決め）

具体的には、適用対象範囲の線引き、新聞・一般向け雑誌のさらなる利用が除外になったことへの不満、講義用教材に対する権利制限規定が設けられていない点への批判が挙げられる。また、法定利用とライセンス契約との関係性、報酬の算定及び支払の仕組みにおいても対立が生じており、制度の安定的定着に向けた継続的な調整が求められている。加えて、3a項による越境的利用の許容が既に広範すぎるとする懸念も一部に示されており、拡張された対象範囲の正当性や必要性について、再検討の余地があることを指摘する声もある⁽¹⁰²⁾。

利用可能な範囲について、15%の制限は授業及び講義の目的に対しては少なすぎるとする意見がある。立法論として、利用範囲の拡大が望まれており、25%への拡大を求める意見が多い。一方で、15%の制限が十分であると考え、15%でも既に範囲が広すぎるとする意見や、通常利用に対して無視できない侵害となり得るとの意見もある。また、立法論として、絶対的な上限、授業目的への追加的な制限、そして著作物の本質的な部分は複製してはならないという

留保が導入されるべきであるという見解もある。⁽¹⁰³⁾

特定分野の除外については、教育関係者から、新聞及び一般雑誌の記事の全文利用を許容してほしいという要望がある。その理由としては、特に歴史学や社会科学、また言語分野における授業及び講義の大きな制約となっていること、この分野のライセンス提供が全体として不十分であり、特に歴史的な新聞資料に関してはほとんど存在しないことが挙げられている。実務上、学校教育における新聞記事の利用は、現在では契約上の取決めによってのみ可能である。したがって、立法論としては、新聞及び一般雑誌についても法定利用の許容を拡張すべきであるとされている。新聞出版社の利益に配慮し、発行後最初の3か月間は全文利用を認めないという提案もある。これに対して新聞出版社側は、記事の全文利用を認めることは過剰であり、一次市場への直接的な介入であると主張している。また、学校用教材（Schulbücher）がこの分野除外に含まれている一方で、講義用教材（Lehrbücher）は含まれていないという点にも批判がある。出版社は、「講義用教材についても分野除外を設けるべきである。なぜなら、講義用教材についても教育分野以外での実質的な利用可能性は存在しないからである。」⁽¹⁰⁴⁾と主張している。

第4章 ドイツ著作権法60b条（授業用及び講義用メディア）

第1節 規定と概要

60b条（授業用及び講義用メディア）は、以下のように規定している。

- 「(1) 授業用及び講義用メディアの製作者は、そのような集合物のために、公表された著作物の10%を上限として、複製し、頒布し及び公衆利用可能化することができる。
- (2) 60a条2項及び3項1文は、準用される。
- (3) 本法における授業用及び講義用メディアとは、多数の著作者の著作物を集め、もっぱら非商業的目的での教育機関（60a条）における授業及び講義の説明に適しており、そのように定められ及びそのように表示された集合物である。」

60b条は、１項に許容される要件、２項にその他の許容される利用の範囲・除外、３項に授業用及び講義用メディアの定義を規定している⁽¹⁰⁵⁾。

旧46条にも同様の規定があったが、煩雑で形式的な手続きをなくして簡便化したものである。また、旧46条１項１文の「著作物の一部（Teile eines Werkes）」という表現を「10%を上限として」と具体化した⁽¹⁰⁶⁾。

60b条は、典型的には出版社、また授業用及び講義用メディアのその他の製作者も優遇する規定であるが、それら自身の利益のためではなく、むしろ公益と教育が社会において果たす重要な役割を重視したものとされる⁽¹⁰⁸⁾。公益を著作者の利益よりも重視しているが、著作者の利益にも一定の配慮がなされている⁽¹⁰⁹⁾。なお、教育機関に所属する者が、自らの授業のために教育機関内で教材集を作成する場合には、60a条が適用されると解される⁽¹¹⁰⁾。

第２節 １項（許容される要件）

１項は、著作物利用が許容される要件を規定している。

（１）授業用及び講義用メディアの製作者

授業用及び講義用メディアの概念は３項において定義されているが、その製作者については、法律上の定義は存在しない。歴史的観点から見ると、学校用教材の出版社が優遇されていたが、授業用及び講義用の集合物の作成や利用に変化があることを踏まえ、60b条は出版社に限定する優遇ではなく、むしろ授業用及び講義用メディアの製作者全般を広く優遇するものである⁽¹¹¹⁾。

（２）公表された著作物

授業用及び講義用メディアに許諾なく収録することのできる著作物は、事前に公表されている必要がある。「公表」は、６条１項に規定されている⁽¹¹²⁾。原則としてすべての種類の著作物の利用が認められており、言語著作物、音楽著作物、美術著作物や写真著作物に加え、例えば映画著作物や技術的な性質のものも対象となる⁽¹¹³⁾。

（３）10%を上限として

2017年改正の立法理由書によると、この規定は旧46条１項１文において用いられていた「著作物の一部」という表現を具体化するものである⁽¹¹⁴⁾。

論 説

授業用及び講義用メディアの製作者は、公表された著作物の最大10%まで複製し、頒布し及び公衆利用可能化することができる。

(4) 複製・頒布・公衆利用可能化

許容される利用行為は、著作物の複製（16条）、頒布権（17条）及び公衆利用可能化（19a条）である。公衆再生は対象外であるが、実務上ほとんど問題にならないとされている⁽¹¹⁵⁾。なお、テレビ又はラジオ放送の利用は、60b条によって許容されず、著作物の利用に先立って著作権侵害がある場合には、96条の利用禁止規定を遵守しなければならない⁽¹¹⁶⁾。

第3節 2項（60a条2項・3項1文の準用）

2項は、60a条2項及び3項1文が準用されることを規定している。

まず、60a条2項が準用されることにより、図版、同じ専門誌又は学術誌からの個別の論文、その他の小規模な著作物及び絶版となった著作物については、1項に定められた10%の上限は適用されず、全部利用が許容される⁽¹¹⁷⁾。

次に、60a条3項1文が準用されることにより、60b条1項に基づく許容から、以下の利用行為が除外される。①著作物が公に朗読され、上演され又は上映される際の録音又は録画による複製及び公衆再生（60a条3項1文1号）、②もっぱら学校における授業用に適しており、そのように定められ、そのように表示された著作物の学校における複製、頒布及び公衆再生（60a条3項1文2号）、③音楽の著作物である楽譜の複製（ただし、1項又は2項に基づく公衆利用可能化のために必要でない場合に限る）（60a条3項1文3号）である。なお、60a条3項2文は準用しないため、これらの除外の適用にあたって、ライセンスの入手可能性や認識可能性は要件とならない⁽¹¹⁸⁾。

第4節 3項（授業用及び講義用メディアの定義）

3項は、「授業用及び講義用メディア」の定義を定めている。

(1) 多数の著作者の著作物を集めた集合物

「授業用及び講義用メディア」は、まず、「多数の著作者の著作物を集めた集合物（Sammlungen, die Werke einer größeren Anzahl von Urhebern

vereinigen)」である。「多数の著作者」の「多数」については、明確な定義は存在せず、事案ごとに判断されるべきものであるが、著作者が7人未満である場合には、3項における「集合物」には該当しないとの見解がある⁽¹¹⁹⁾。

「集合物」は、4条における定義と同様であるが、著作権によって保護される編集著作物であることは要件とされていない。というのも、60b条では集合物（Sammlungen）のみが言及されており、編集著作物（Sammelwerken）とは区別されているため、集合物が個人の精神的創作（persönliche geistige Schöpfung）であることは要件とはされていないと解されるためである⁽¹²⁰⁾。集合物と判断される基準として重要なのは、それぞれが一体化された集合物として構成されていることであり、特にオンライン集合物においては、全体としてアクセス可能でなければならず、個々の要素を個別にアクセス可能にすることは認められないとされる⁽¹²¹⁾。なお、書籍に加え、CD-ROM等のデジタル形式の集合物、さらにはオンライン専用メディアも対象となる⁽¹²²⁾。

- (2) もっぱら非商業的目的での教育機関（60a条）における授業及び講義の説明に適しており、そのように定められ及びそのように表示された集合物

次に、「授業用及び講義用メディア」は、集合物であって、「もっぱら非商業的目的での教育機関（60a条）における授業及び講義の説明に適しており、そのように定められ及びそのように表示された（ausschließlich zur Veranschaulichung des Unterrichts und der Lehre an Bildungseinrichtungen (§ 60a) zu nicht kommerziellen Zwecken geeignet, bestimmt und entsprechend gekennzeichnet sind）」ものである。

授業用及び講義用の説明のためだけに利用されることを目的としているものとされているが、これは本来の目的を逸脱して、他の購買層に向けて販売を促すような不適切な利用を防ぐためである⁽¹²⁴⁾。

「授業用及び講義用メディア」には、授業及び講義に関わる試験、例えば学年末試験やアビトゥーア（大学入学資格試験）、国家試験等も含まれる⁽¹²⁵⁾。「教育機関」は、60a条4項に定義されており、旧46条1項とは異なり、例えば幼稚園、大学、専門大学、総合大学等に対しても集合物の利用が許容されることに

論 説

⁽¹²⁶⁾ なった。「非商業的目的」に関しては、60a条と同様に、利用目的が非商業的なものであるかどうかの問題であり、利用者の組織形態が営利か非営利かは問題ではないとされる。

「集合物」が特定の目的のためだけに作られたものであることは、見た目や内容から客観的に判断できなければならない。⁽¹²⁷⁾ 判断方法として、外観については、装丁、表紙、印刷品質、タイトル、表紙ページ等が考慮される可能性があり、内容については、教育機関における授業及び講義の説明の目的、非商業的目的であることが認識できる必要があるが、個々の著作物の選定と構成、配置、注釈、解説等が重要な意味を持つ。⁽¹²⁸⁾

「表示されている」とは、はっきりと目に見える形で認識可能であることである。⁽¹²⁹⁾ 例えば、「表紙（前面でも背面でも）や CD ケースにその旨の表示があれば、十分とされるべきである。集合物がインターネットからダウンロードされる場合には、最初に表示されるページにその旨の表示が必要である」と主張されている。⁽¹³⁰⁾

第5節 2022年評価報告書

ドイツ連邦政府が2022年に作成した評価報告書によると、基本的に、この規定は実務適合性がある（praktikabel）と評価されているが、図版素材の利用については、異なる立場が存在し、楽譜の除外、利用権限及び利用範囲、複製に対する報酬規定には批判があるとされる。⁽¹³¹⁾

（1）実務上評価されている点

改正前は旧46条の規定により義務付けられていた著作者への事前通知義務が削除されたことについては肯定的に受け止められており、著作者への事前許諾が不要となっても、著作者の意向に反するような品質低下にはつながっていないことが評価されている。⁽¹³²⁾

（2）図版素材の利用について

図版素材の利用について、図版に関する著作権管理団体（VG Bild-Kunst）とドイツ写真エージェント連盟（BVPA）は異なる立場をとっている。まず、VG Bild-Kunst は、授業用及び講義用メディアの製作者が契約上の取決めを優

先するために写真家及びイラストレーターの法定報酬請求権の行使が妨げられているとみなしている⁽¹³³⁾。

一方で BVPA は、VG Bild-Kunst 法が教育利用に関して法定報酬を徴収する必要性を疑問視し、次のように主張している。すなわち、写真エージェンシーは学校用教材出版社に図版素材をライセンス供与し、印刷に必要な高解像度ファイルを提供しているが、こうした実務的ニーズは著作権制限の範囲だけでは対応できない。権利制限規定による利用が広がれば、写真エージェンシーの収益は大幅に減少するため、出版社側は、権利制限規定が優先される場合でもエージェンシーからのライセンス取得が必要となり、結果として二重の支払義務が生じる。立法政策上は、60g 条 2 項に定められた契約優先の原則を 60b 条にも拡張することが望ましい⁽¹³⁴⁾。

（３）適用範囲についての異議

適用範囲について異議が３点挙げられている。１点目は「製作者」という用語が、立法理由で意図された出版社の優遇（Verlegerprivileg）と一致していないという点である。２点目は、60b 条 3 項における「授業用及び講義用メディア」の定義が、特定の教育機関でのみ利用される著作物に対して狭すぎるという点である。３点目は、楽譜及び歌詞については個別のライセンス取得が必要となるため、特に欧州外のレパートリーに関しては手続きが煩雑化した結果、教材に含まれる楽譜の量が減少することにつながっているという点である⁽¹³⁵⁾。

- （１） 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）

〈https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf〉（2026年5月18日最終閲覧）参照。

- （２） Global and Innovation Gateway for All の略称。文部科学省「GIGA スクール構想の推進」（令和2年11月25日）

〈<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/ab1/20201125/shiryou2.pdf>〉（2026年5月18日最終閲覧）参照。

- （３） 学校その他の教育機関の設置者が文化庁長官の指定する団体（指定管理団体）に一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく、オンデマンド授業、スタジオ型のリアルタイム配信授業、予習・復習・自宅学習用の資料をイ

論 説

インターネット等で送信することができる制度である。文部科学省文化庁著作権課「教育のDXを加速する著作権制度～授業目的公衆送信補償金制度について～」(2025年5月)

〈https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/bunkachoshiryō_202505.pdf〉(2026年5月18日最終閲覧) 参照。

- (4) 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)」(2020年12月)

〈https://www.edu-copyright.jp/forum_site/wp-content/uploads/2024/12/uno_yoshishin_20201221.pdf〉(2026年5月18日最終閲覧)。

- (5) BT-Drucks. 18/12329, S. 21.

- (6) なお、本稿におけるドイツ著作権法等に関するドイツ語及び英語の邦訳は、筆者によるものである。

- (7) ドイツ著作権法において保護される著作物 (geschützte Werke) とは「個人の精神的創作 (persönliche geistige Schöpfungen) のみをいう」(2条2項) のであり、著作権 (Urheberrecht) は、「著作者をその著作物に対する精神的及び人格的な関係並びに著作物の利用において保護」(11条) している。このように、ドイツ著作権法の著作権は「人格的権能 (精神的ならびに人格的關係の保護) と財産的権能 (著作物の利用の保護) が不可分に混成した権利として構成されている」(上野達弘「外国著作権法概説ドイツ編」『外国著作権法概説——英・米・独・仏・伊——』(著作権情報センター、2003年) 126頁) のであり、我が国著作権法が著作人格権と著作権を別々のものとして規定しているのとは異なる。

- (8) Dreier/ Schulze/Dreier, Urheberrechtsgesetz (8. Aufl. 2025), Vor § 44a, Rn. 1.

- (9) BT-Drucks. 18/12329, S. 2-3.

- (10) 60h条 (法律により許容される利用に対する相当な報酬) 1項・2項1号は、次のように規定している。

「(1) 本款の定めに従う利用に関して、著作者は相当な報酬の支払の請求権を有する。複製は、54条から54c条までの規定に基づき報酬が支払われなければならない。

- (2) 以下に掲げる利用については、1項にかかわらず報酬を要しない。

1. 60a条1項1号及び3号並びに2項に基づく教育機関の構成員及びその家族のための公衆再生 (ただし、公衆利用可能化を除く) 」。)

- (11) 「日本法上の権利制限に伴う補償金請求権は著作権者・出版権者・著作隣接権者に付与されているのに対して、ドイツ法上の権利制限に伴う報酬請求権は著作者または実演家に付与されている」。上野達弘「著作権法上の権利制限に伴う補償金請求権」田村善之先生還暦記念論文集『知的財産法政策学の旅』(弘文堂、

ドイツ著作権法における教育目的の著作権制限（１）

2023年）430頁。

- (12) 茶園成樹編著『知的財産関係条約〔第２版〕』（有斐閣、2023年）304-305頁〔勝久晴夫〕参照。
- (13) Council Decision 2000/278/EC of 16 March 2000 on the approval, on behalf of the European Community, of the WIPO Copyright Treaty and the WIPO Performances and Phonograms Treaty, OJ L 89, 11.4.2000, p. 6.
- (14) Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society, OJ L 167, 22.6.2001, p. 10.
- (15) BT-Drucks. 15/38, S. 14.
- (16) ドイツ著作権法19a条（公衆利用可能化権）は、次のように規定している。
「公衆利用可能化権とは、著作物を有線又は無線で、公衆の構成員が自ら選んだ場所及び時間にてアクセスできる方法で、公衆に対して利用可能にする権利である」。
- (17) HK-UrhR/*Hentsch*, Urherberrecht (5. Aufl. 2025), § 60a, Rn. 1.
- (18) HK-UrhR/*Hentsch*, aa.O., (Fn 17), § 60a, Rn. 1.
- (19) BGH GRUR 2013, 1220 – Gesamtvertrag Hochschul-Intranet.
本件は、原告である著作権管理団体 VG WORT が、被告である各連邦州に対し、大学等の高等教育機関の設置者であることを理由に、大学における授業及び研究目的で言語著作物を公衆利用可能化（旧52a条）する権利の包括契約を締結するよう求めて提訴した事案である。
- (20) BGH GRUR 2014, 549 – Meilensteine der Psychologie.
本件は、原告である出版社が、被告であるドイツの州立通信大学に対し、被告が原告の出版した心理学書『Meilensteine der Psychologie』から論文を抜粋し、電子学習プラットフォーム上で学生に PDF 形式で提供し、閲覧・印刷・保存を可能にした行為について、著作権侵害を理由に提訴した事案である。被告の行為が、旧52a条の要件である「著作物の小部分（kleine Teile eines Werkes）」、「必要である（geboten）」に当たるかどうかが争点の一つであった。
- (21) BT-Drucks. 18/12329, S. 3.
- (22) BT-Drucks. 18/12329, S. 3.
- (23) Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market, OJ L 130, 17.5.2019, p. 92.
- (24) DSM 指令5条は、次のように規定している。
「(1)加盟国は、96/9/EC 指令〔データベースの法的保護に関する指令〕5条

(a)、(b)、(d)及び(e)並びに7条1項、2001/29/EC指令〔InfoSoc指令〕2条及び3条、2009/24/EC指令〔コンピュータ・プログラムの法的保護に関する指令〕4条1項並びに本指令15条1項で定められた権利について、著作物及びその他の保護対象物を、もっぱら授業のための説明を目的として、非商業的目的において正当化される範囲内で、デジタル形式で利用することを許容するために例外又は制限を規定する。ただし、当該利用が以下の条件を満たす場合に限る。

- a) 教育機関の責任の下で、その施設内もしくはその他の場所において、又は当該教育機関の生徒、学生及び教職員のみがアクセス可能な安全な電子環境を通じて行われ、及び、
- b) 不可能である場合を除き、出典（著作者名を含む）表示が伴われる。

(2) 7条1項にかかわらず、加盟国は、1項による例外又は制限が適用されない、又は特定の利用又は特定の著作物又はその他の保護対象物、例えば主に教育市場向けに作成された教材や楽譜に関しては適用されないことを規定することができる。ただし、本条1項で定める行為を許容し、教育機関のニーズと特性に適合する適切なライセンスが市場において容易に入手可能である場合に限る。本項1文の規定の適用を決定した加盟国は、本条1項で定める行為を許容するライセンスが、教育機関にとって適切な態様で入手可能で、認識可能であることを確保するのに必要な措置を講じる。

(3) もっぱら授業のための説明を目的とする、本条に基づき制定された国内法に合致して行われる安全な電子環境による著作物及びその他の保護対象物の利用は、当該教育機関が所在する加盟国においてのみ行われるものとみなす。

(4) 加盟国は、権利者に対し、1項に基づくその著作物又はその他の保護対象物の利用についての公正な報酬を規定することができる。』。

(25) BT-Drucks. 19/27426, S. 91.

(26) 本稿では、「Veranschaulichung des Unterrichts und der Lehre」は、ベルヌ条約10条2項における「Illustration for teaching」と同趣旨であることから、「授業及び講義の説明」と訳している。

この点に関し、授業「の」と訳しているのは、2017年改正において、「Veranschaulichung im Unterricht」から「Veranschaulichung des Unterrichts」に改正されたことに鑑み、授業中のみではなく授業前後も含むという趣旨を反映するためである。

(27) BT-Drucks. 18/27426, S. 91.

(28) BT-Drucks. 18/12329, S. 36.

(29) Wandtke/Bullinger/*Lüft*, Urheberrecht (6. Aufl. 2022) § 60a, Rn. 10.

(30) BT-Drucks. 18/12329, S. 36.

- (31) OLG, GRUR 2012, 718, 722 – Urheberrechtliche Grenzen einer elektronischen Lernplattform.
- (32) BGH GRUR 2014, 549, Rn. 33 – Meilensteine der Psychologie.
- (33) Dreier/Schulze/*Dreier*, Urheberrechtsgesetz (8. Aufl. 2025), § 60a, Rn. 5.
- (34) Schricker/Loewenheim/*Stieper*, Urheberrecht (6. Aufl. 2020), § 60a, Rn. 11.
- (35) Dreier/Schulze/*Dreier*, a.a.O., (Fn 33), § 60a, Rn. 5.
- (36) Wandtke/Bullinger/*Lüft*, a.a.O., (Fn 29), § 60a, Rn. 11.
- (37) HK-UrhR/*Hentsch*, a.a.O., (Fn 17), § 60a, Rn. 10.
- (38) BT-Drucks. 18/12329, S. 36.
- (39) BT-Drucks. 18/12329, S. 36.
- (40) Schricker/Loewenheim/*Stieper*, a.a.O., (Fn 34), § 60a, Rn. 12.
- (41) Schricker/Loewenheim/*Stieper*, a.a.O., (Fn 34), § 60a, Rn. 12.
- (42) Wandtke/Bullinger/*Lüft*, a.a.O., (Fn 29), § 60a, Rn. 13.
- (43) Wandtke/Bullinger/*Lüft*, a.a.O., (Fn 29), § 60a, Rn. 13.
- (44) BGH, GRUR 2014, 549, Rn. 25 – Meilensteine der Psychologie.
- (45) BGH, GRUR 2014, 549, Rn. 27 – Meilensteine der Psychologie.
- (46) HK-UrhR/*Hentsch*, a.a.O., (Fn 17), § 60a, Rn. 7.
- (47) Schricker/Loewenheim/*Stieper*, a.a.O., (Fn 34), § 60a, Rn. 13.
- (48) Schricker/Loewenheim/*Stieper*, a.a.O., (Fn 34), § 60a, Rn. 21.
- (49) BT-Drucks. 18/12329, S. 36.
- (50) *Baumann/A. Nordemann*, in: Fromm/Nordemann, Urheberrecht (13. Aufl. 2024), § 60a, Rn. 7.
- (51) BT-Drucks. 18/12329, S. 37.
- (52) BT-Drucks. 18/12329, S. 37.
- (53) BT-Drucks. 18/12329, S. 37.
- (54) HK-UrhR/*Hentsch*, a.a.O., (Fn 17), § 60a, Rn. 17.
- (55) Schricker/Loewenheim/*Stieper*, a.a.O., (Fn 34), § 60a, Rn. 21.
- (56) Schricker/Loewenheim/*Stieper*, a.a.O., (Fn 34), § 60a, Rn. 7.
- (57) *Stieper*, Die Wiedergabe geschützter Werke in Unterricht und Lehre, GRUR 2023, 849, S. 852.
- (58) Schricker/Loewenheim/*Stieper*, a.a.O., (Fn 34), § 60a, Rn. 16.
- (59) BT-Drucks. 18/12329, S. 35.
- (60) Schricker/Loewenheim/*Stieper*, a.a.O., (Fn 34), § 60a, Rn. 16.
- (61) HK-UrhR/*Hentsch*, a.a.O., (Fn 17), § 60a, Rn. 21.
- (62) Dreier/Schulze/*Dreier*, a.a.O., (Fn 33), § 60a, Rn. 15.

- (63) BT-Drucks. 18/13014, S. 13.
- (64) BT-Drucks. 18/13014, S. 28.
- (65) BT-Drucks. 18/13014, S. 28.
- (66) HK-UrhR/*Hentsch*, a.a.O., (Fn 17), § 60a, Rn. 24.
- (67) BT-Drucks. 18/12329, S. 35.
- (68) *Baumann/A. Nordemann*, in: Fromm/Nordemann, a.a.O., (Fn 50), § 60a, Rn. 8.
- (69) HK-UrhR/*Hentsch*, a.a.O., (Fn 17), § 60a, Rn. 25.
- (70) InfoSoc 指令 5 条 5 項は、次のように規定している。
「1 項、2 項、3 項及び 4 項に規定される例外及び制限は、著作物又はその他の保護対象物の通常の利用を妨げず、権利者の正当な利益を不当に害しない、特別の場合にのみ適用される」。
- (71) ベルヌ条約 9 条 2 項は、次のように規定している。
「特別の場合について(1)の著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする」。
- (72) 前掲注(24)参照。
- (73) *Baumann/A. Nordemann*, in: Fromm/Nordemann, a.a.O., (Fn 50), § 60a, Rn. 9.
- (74) *Baumann/A. Nordemann*, in: Fromm/Nordemann, a.a.O., (Fn 50), § 60a, Rn. 9.
- (75) 53条 7 項は、次のように規定している。
「著作物が公に朗読、上演又は上映される際に映像又は音声媒体に録音又は録画すること、造形美術の著作物の設計図や下絵に基づいて製作すること及び建築の著作物の模倣は、権利者の同意がある場合にのみ許容される。」。
- (76) BT-Drucks. 18/12329, S. 37.
- (77) *Baumann/A. Nordemann*, in: Fromm/Nordemann, a.a.O., (Fn 50), § 60a, Rn. 9.
- (78) BGH GRUR 1991, 903, 905 – Liedersammlung.
- (79) BT-Drucks. 18/12329, S. 38.
- (80) BT-Drucks. 18/12329, S. 38.
- (81) BT-Drucks. 10/837, S. 17. 旧53条 4 項 a 号の前身である1985年改正時の旧53条 6 項についての立法理由書であり、同じ趣旨である60a条 3 項 3 号にも妥当するものと思われる。
- (82) HK-UrhR/*Hentsch*, a.a.O., (Fn 17), § 60a, Rn. 29.
- (83) BT-Drucks. 18/12329, S. 38.
- (84) BT-Drucks. 18/12329, S. 38.
- (85) BT-Drucks. 19/27426, S. 94.
- (86) *Dreier/Shulze/Dreier*, a.a.O., (Fn 33), § 60a, Rn. 24a.

- (87) BT-Drucks. 19/27426, S. 94.
- (88) BT-Drucks. 19/27426, S. 94.
- (89) *Baumann/A. Nordemann*, in: Fromm/Nordemann, a.a.O., (Fn 50), § 60a, Rn. 9a.
- (90) 前掲注(24)参照。
- (91) BT-Drucks. 19/27426, S. 95.
- (92) 類似の擬制は、すでに20a条1項及び2項（欧州衛星放送）に存在しており、
本項はこれらの規定をモデルとしている（BT-Drucks. 19/27426, S. 95.）。
- (93) BT-Drucks. 19/27426, S. 95.
- (94) BT-Drucks. 19/27426, S. 95.
- (95) BT-Drucks. 19/27426, S. 95.
- (96) HK-UrhR/*Hentsch*, a.a.O., (Fn 17), § 60a, Rn. 33.
- (97) BT-Drucks. 18/12329, S. 36.
- (98) HK-UrhR/*Hentsch*, a.a.O., (Fn 17), § 60a, Rn. 33.
- (99) HK-UrhR/*Hentsch*, a.a.O., (Fn 17), § 60a, Rn. 33.
- (100) BT-Drucks. 20/1825, S. 25.
- (101) BT-Drucks. 20/1825, S. 23.
- (102) BT-Drucks. 20/1825, S. 23-24.
- (103) BT-Drucks. 20/1825, S. 23-24.
- (104) BT-Drucks. 20/1825, S. 24-25.
- (105) BT-Drucks. 18/12329, S. 38.
- (106) BT-Drucks. 18/12329, S. 38.
- (107) BT-Drucks. 18/12329, S. 38.
- (108) Dreier/Schulze/*Dreier*, Urheberrechtsgesetz (8. Aufl. 2025), § 60b, Rn. 1.
- (109) Dreier/Schulze/*Dreier*, a.a.O., (Fn 108), § 60b, Rn. 1.
- (110) BT-Drucks. 18/12329, S. 38.
- (111) Dreier/Schulze/*Dreier*, a.a.O., (Fn 108), § 60b, Rn. 4.
- (112) Dreier/Schulze/*Dreier*, a.a.O., (Fn 108), § 60b, Rn. 5.
- (113) Schricker/Loewenheim/*Stieper*, Urheberrecht (6. Aufl. 2020), § 60b, Rn. 5.
- (114) BT-Drucks. 18/12329, S. 38.
- (115) Schricker/Loewenheim/*Stieper*, a.a.O., (Fn 113), § 60b, Rn. 6.
- (116) HK-UrhR/*Hentsch*, Urheberrecht (5. Aufl. 2025), § 60b, Rn. 17.
- (117) Dreier/Schulze/*Dreier*, a.a.O., (Fn 108), § 60b, Rn. 11.
- (118) Dreier/Schulze/*Dreier*, a.a.O., (Fn 108), § 60b, Rn. 12.
- (119) *Baumann/A. Nordemann*, in: Fromm/Nordemann, Urheberrecht (13. Aufl. 2024), § 60b, Rn. 4.

論 説

- (120) Schricker/Loewenheim/*Stieper*, a.a.O., (Fn 113), § 60b, Rn. 12.
- (121) HK-UrhR/*Hentsch*, a.a.O., (Fn 116), § 60b, Rn. 20.
- (122) Schricker/Loewenheim/*Stieper*, a.a.O., (Fn 113), § 60b, Rn. 12.
- (123) Schricker/Loewenheim/*Stieper*, a.a.O., (Fn 113), § 60b, Rn. 12.
- (124) HK-UrhR/*Hentsch*, a.a.O., (Fn 116), § 60b, Rn. 22.
- (125) BT-Drucks. 18/12329, S. 38.
- (126) BT-Drucks. 18/12329, S. 38.
- (127) Wandtke/Bullinger/*Lüft*, Urheberrecht (6. Aufl. 2022), § 60b, Rn. 8.
- (128) Wandtke/Bullinger/*Lüft*, a.a.O., (Fn 127), § 60b, Rn. 8.
- (129) Wandtke/Bullinger/*Lüft*, a.a.O., (Fn 127), § 60b, Rn. 10.
- (130) Wandtke/Bullinger/*Lüft*, a.a.O., (Fn 127), § 60b, Rn. 10.
- (131) BT-Drucks. 20/1825, S. 28–29.
- (132) BT-Drucks. 20/1825, S. 29.
- (133) BT-Drucks. 20/1825, S. 30.
- (134) BT-Drucks. 20/1825, S. 30.
- (135) BT-Drucks. 20/1825, S. 29.